

4 宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例・解説

条例の対象事業

宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事で、平成18年10月1日以降に許可申請（受付）がなされたものは、「宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例」の適用を受けます。

宅造許可条例の内容

1. 宅地造成に関する工事の許可基準

宅地造成に関する工事の許可申請をする場合は、宅地造成等規制法（以下、単に「法」という。）第9条の許可基準に加えて下記の基準に適合していなければなりません。

ただし、切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超える行為のみによって法第8条第1項の許可を受けなければならない工事については、適用除外です。

① 造成主の資力

【条例第4条第1項第1号】

造成主が工事を完成するための資力を備えていること。

【条例第4条第2項】

前項第1号に規定する基準は、次に掲げる宅地造成には、適用しない。

- (1) 自己が居住し、又は自己が居住しようとする土地のうち、切土又は盛土をする土地の面積の合計が100平方メートル以下のもの
- (2) 法第14条第2項若しくは第3項又は法第17条第1項若しくは第2項の規定により発せられた命令に基づき行うもの

[規則]

(造成主の資力の基準)

第2条 条例第4条第1号に規定する工事を完成するための資力は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- (1) 工事完了までに必要な資金を有し、又は銀行からの資金の借入れ等により資金調達をすることができること。
- (2) 法第8条第1項に規定する許可（宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第3条第4号に規定する工事に係るものを除く。）の申請（以下「許可申請」という。）の日の属する年度の前年度の法人税及び事業税又は所得税を滞納していないこと。

(内容)

- 造成主は、工事の完了までに必要な資金を有しているか、又は銀行からの資金の借入れ等により資金調達できることが必要です。
- 造成主は、前年度の法人税及び事業税又は所得税を納めていることが必要です。

(添付図書)

- 造成主の資力に関する申告書（第1号様式）
- 前年度の法人税及び事業税又は所得税の納税証明書
- 工事を完遂するための資金能力があることを証する書類（預金算残高証明書、融資証明書等）
- 造成主が法人の場合は、造成主の登記事項証明書（個人にあつては、履歴書又は住民票）

(適用除外)

宅地造成に関する工事が以下の事項に該当する場合は、造成主の資力に係る基準は適用されません。

- ①自己が居住し、又は自己が居住しようとする土地のうち、切土又は盛土をする土地の面積の合計が100平方メートル以下のもの
- ②法第14条（監督処分）第2項若しくは第3項又は法第17条（改善命令）第1項若しくは第2項の規定により発せられた命令に基づき行うもの

②工事施行者の能力

【条例第4条第1項第2号】

工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、工事を完成するための必要な能力を備えていること。

[規則]

(工事施行者の能力の基準)

第3条 条例第4条第1項第2号に規定する工事を完成するための能力は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- (1) 許可申請の日の属する年度の前年度の法人税及び事業税又は所得税を滞納していないこと。
- (2) 許可申請に係る工事（以下「申請工事」という。）と同規模の工事を施行した実績があること。ただし、市長がその実績を有するものと同様以上の能力を有すると認めたものは、この限りでない。

(内容)

- 工事施行者は、建設業法の許可を受けている必要があります。
- 工事施行者は、許可申請に係る工事と同規模の工事を施行した実績がなければなりません。
ただし、工事施行者が同規模の工事施工実績がない場合であっても、当該工事の現場担当者の工事経歴において、工事施工実績がある場合等により、当該工事を完成するための能力を備えていると認められる場合は、能力があるものとして認められます。
- 工事施行者は、前年度の法人税及び事業税又は所得税を納めていることが必要です。

(添付図書)

- 工事施行者の能力に関する申告書（第2号様式）
- 建設業の許可（登録）を証する書面
- 前年度の法人税及び事業税又は所得税の納税証明書
- 工事施行者が法人の場合は、登記事項証明書（個人にあつては、履歴書又は住民票）

③施工計画書の作成

【条例第4条第1項第3号】

工事施行者が規則で定める工事の施行に係る計画書を作成していること。

[規則]

(施工計画書)

第4条 条例第4条第1項第3号の規則で定める工事の施行に係る計画書（以下、「施工計画書」という。）は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 施工方法
- (5) 緊急時の体制

(内容)

- 工事施行者は、工事概要、計画工程表、現場組織表、施工方法、緊急時の体制について記載した施工計画書を作成し、申請者は、許可申請時に当該施工計画書を

添付する必要があります。

記載事項は、以下の内容をもって調製してください。

1) 工事概要

工事名、工事場所、工期、発注者、請負者、工事内容（用途、戸数、面積、造成計画等）

2) 計画工程表

各工種について、作業の始めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等

3) 現場組織表

現場における組織の編成、命令系統、業務分担がわかるもの

4) 施工方法

工事を行うための工法、手順。

特に以下に列挙した仮設工に係る計画については、十分に検討し、記載する。

- 工事期間中の工事目的物の機能を代替するもの（仮締切り、切り廻し道路等）
- 直接的に工事に関係する仮設構造物（山留め工、支保工等）
- 直接的に工事に関係する仮設備（仮設プラント、仮排水、資材置場等）

5) 緊急時の体制

大雨、強風等の異常気象時又は地震発生時の災害防災及び、災害が発生した場合に対する体制及び連絡系統等

（添付図書）

- 施工計画書

④設計者の資格

【条例第4条第1項第4号】

令第17条に規定するもの又は二級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士をいう。）の資格を有する者が工事（法第9条第2項に規定する令で定めるものの工事を除く。）の設計を行っていること。

[規則]

（設計者の資格の申告）

第6条 法第9条第2項又は条例第4条第1項第4号の規定により令又は条例で定める資格を有する者の設計によらなければならない工事の許可申請書には、設計者の資格に関する申告書（第3号様式）を添付しなければならない。

(内容)

- 宅地造成に関する工事の許可申請の内容が宅地造成等規制法施行令（以下、単に「令」という。）第 16 条で定められている工事（①高さが 5 m を超える擁壁の設置、②切土又は盛土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置）以外についても、令第 17 条に規定するもの又は二級建築士の資格を有する者が工事の設計を行っていないなければなりません。

(添付図書)

- 設計者の資格に関する申告書(第 3 号様式)
- 設計者の資格を確認できる書類
 - 1) 登録免許証等の写し
 - 2) 卒業証明書又は卒業証書の写し
 - 3) 実務経験（建築・土木に関する経歴に限る。）を証明する書類

(参考)

《令第 17 条》

(設計者の資格)

第 17 条

法第 9 条第 2 項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者であること。
- 2 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者であること。
- 3 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者であること。
- 4 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者であること。
- 5 国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

《宅地造成等規制法施行令第17条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を指定》

(昭和37年3月29日建設省告示第1005号)

改正 昭和37年6月6日建設省告示第1291号

宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第17条第5号の規定により、同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- 2 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
- 3 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者
- 4 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了した者
- 5 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第17条第1号から4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

⑤土質調査の実施

【条例第4条第1項第5号】

切土又は盛土をすることによって、当該切土又は盛土をした土地の区域に高さ
が5メートルを超えるがけを生じ、かつ、その区域から10メートル以内に建築物
(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)が
存する工事にあつては、造成主が規則で定める土質調査方法のうち、当該工
事に適する土質調査を行っていること。ただし、既に造成主がこれと同等の
土質調査の資料を保有している場合は、この限りでない。

[規則]

(土質調査)

第7条 条例第4条第1項第5号の規則で定める土質調査方法は、別表に定める方法とする。ただし、別表の規定による試験方法と同等以上の成果が得られると市長が認めるときは、この限りでない。

(内容)

- 宅地造成に関する工事の計画において、切土や盛土をすることによって5 mを超えるがけができる宅地造成工事で、切土又は盛土をした土地の区域から10 mの範囲内に建築物がある場合は、その工事に適する土質調査を実施しなければなりません。
- 土質調査の方法は、ボーリング、サウンディング、載荷試験、物理探査等の基準化された方法として、別表に定めた方法により行うことを原則としています。また、別表以外の試験方法とする場合であっても、別表の規定による試験方法と同等以上の成果が得られるものについては、認めることとしています。

別表

規格番号※	調査の種別	調査の名称
JIS A 1219	ボーリング・サウンディング	標準貫入試験方法
JGS 1411		原位置ベーンせん断試験方法
JGS 1421		孔内水平載荷試験方法
JIS A 1220	サウンディング	オランダ式二重管コーン貫入試験方法
JIS A 1221		スウェーデン式サウンディング試験方法
JGS 1431		ポータブルコーン貫入試験方法
JGS 1433		簡易動的コーン貫入試験方法
JGS 1435		電気式静的コーン貫入試験方法
JGS 1121	物理探査・検層	地盤の電気検層方法
JGS 1122		地盤の弾性波速度検層方法
JGS 1521	載荷試験	地盤の平板載荷試験方法
JGS 3521		剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法
JGS 3511		岩盤のせん断試験方法

※JIS: 日本工業規格

JGS: 地盤工学会基準

(添付図書)

- 土質調査報告書

2. 宅地造成等規制法に関する手続き

宅地造成に関する工事の手続きについては、法に定めがあるもののほかに、以下の事項に係る手続きが必要となります。

① 工事管理体制

【条例第5条】

造成主は、工事着手の前に工事管理者を置き、工事管理体制を整えなければならない。

(内容)

- 造成主は、工事着手する前に工事が設計図書のとおりに行われるように工事を管理する者（工事管理者）を置き工事管理体制を整えなければなりません。

② 工事着手届

【条例第6条】

造成主は、法第8条第1項の許可を受けた後、工事に着手しようとするときは、実施工程表を添えて、市長に工事着手届を提出しなければならない。ただし、令第3条第4号に規定する宅地造成を行おうとする場合は、実施工程表の添付を省略することができる。

[規則]

(工事着手届)

第12条 条例第6条の工事着手届は、第6号様式による。

(内容)

- 許可を受けた宅地造成に関する工事に着手しようとするときは、実施工程表を添えて、工事着手届を提出しなければなりません。ただし、切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超える行為のみによって法第8条第1項の許可を受けなければならない工事については、当該実施工程表を省略することができます。
- 工事着手届は、第6号様式により作成し、提出することとしています。
- 造成主は、工事着手届（第6号様式）により工事管理者を定めます。

(提出書類)

- 工事着手届(第6号様式)
- 実施工程表

③ 工事の施工状況の報告

【条例第7条】

第7条 工事管理者は、工事のうち、擁壁又は排水施設の設置工事について次に掲げる工程に達したときは、遅滞なく市長に施工状況を報告しなければならない。ただし、工事管理者が病気、負傷その他やむを得ない理由により報告を行うことができない場合は、造成主が行わなければならない。

(1) 仮排水工、仮設土留工、仮設道路工その他これらに類する作業が完了したと

き。

- (2) 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造の擁壁を設置する場合にあっては、床掘りを完了し、基礎地盤の強度の確認をしたとき。
- (3) 練積み造の擁壁を設置する場合にあっては、下端部分の厚さの確認をしたとき。
- (4) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、底版部における主鉄筋の組立てが完了したとき。
- (5) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、コンクリート打設後に型枠を解体したとき。

[規則]

(工事施行状況の報告等)

第13条 条例第7条の規定による報告は、中間施工状況報告書（第7号様式）によらなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

- (1) 条例第7条第1号に規定する作業が完了したとき 仮設計画平面図及び完了写真
- (2) 条例第7条第2号に規定する作業が完了したとき 積載試験等による支持地盤の強度確認報告書及び試験実施状況写真
- (3) 条例第7条第3号から第5号までに規定にする作業が完了したとき 出来形管理図、検尺状況写真

3 《省略》

(内容)

- 工事管理者は、擁壁及び排水施設に関する工事が条例第7条各号に掲げる工程に達したときは、遅滞なく中間施工状況報告書（第7号様式）に規則で定めた図書を添付し、市長あてに提出しなければなりません。また、工事管理者が病気やけが等のやむを得ない理由で報告できない場合も考えられるため、その場合は、造成主が行わなければなりません。
- 市は、当該中間施工状況報告書により、工事の施工及び進捗状況を把握し、必要に応じて現場確認を実施します。

(提出書類)

- 中間施工状況報告書（第7号様式）
- 規則第13条第2項各号に定められた図書

④ 許可標の掲示

【条例】

第10条 造成主は、工事の期間中当該工事の区域の見やすい場所に法第8条第1項の許可を受けていることを表示する標識を掲示しなければならない。

[規則]

(標識)

第15条 条例第10条に規定する標識は、第9号様式による。

(内容)

- 造成主は、当該工事現場の見やすい場所に許可済みである旨の標識を掲示しなければなりません。
- 許可標は、第9号様式により作成し、掲示することとしています。

その他の事項について

変更届について

【条例第8条】

造成主は、切土若しくは盛土の土量又は擁壁の高さ等の軽微な変更その他の規則で定める計画等の変更をしようとするときは、当該変更の内容を明示した図書等を添えて市長に変更届を提出しなければならない。

[規則]

(宅地造成工事変更届)

第11条 条例第8条に規定する規則で定める計画等の変更は、切土若しくは盛土の土量、擁壁の高さ又は排水施設の設置場所等の軽微な変更に係る添付図書の変更とする。ただし、当該添付図書の変更が第9条第1項（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定に係る審査を要しないものに限る。

2 法第12条第2項又は条例第8条の規定による届出は、宅地造成工事変更届（第5号様式）によらなければならない。

3 前項の変更届には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第7号までに掲げる書類のうち変更に係るもの
- (2) 省令第4条第1項に掲げる図書のうち、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、当該計画の内容が変更となるもの
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

(内容)

- 「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 30 号)の施行により変更の手続きについて規定されました。
その一方で、当該許可に係らない計画の変更もあるため、法第 12 条の規定に該当しない場合も含めて条例及び規則で規定したものです。
- 法第 12 条第 2 項又は条例第 7 条の規定による届出は、宅地造成工事変更届(第 5 号様式)によることとしています。

(提出書類)

- 宅地造成工事変更届(第 5 号様式)
- 規則第 5 条第 1 号から第 7 号までに掲げる書類のうち変更に係るものに関する書類
- 省令第 4 条第 1 項に掲げる図書のうち、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、当該計画の内容が変更となるもの

(参考)

《宅地造成等規制法》

(変更の許可等)

第 12 条 第 8 条第 1 項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第 8 条第 1 項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3～4 略

《省令》

第 26 条 法第 12 条第 1 項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 1 造成主、設計者又は工事施行者の変更
- 2 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例

(平成18年3月28日 横須賀市条例第29号)

最終改正：平成22年3月31日 横須賀市条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きその他必要な事項を定めることにより、宅地造成に伴う災害の防止を図り、もって市民の生命及び財産の保護に資することを目的とする。

(宅地造成の基本理念)

第2条 本市における宅地造成は、横須賀市土地利用基本条例（平成17年横須賀市条例第47号）第2条に規定する土地利用の理念及び同条例第3条に規定する土地利用の基本原則に則したものとしなければならない。

2 法、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の規定を解釈し、及び運用するに当たっては、横須賀市土地利用基本条例第3条第1号に規定する本市の地域的特性に十分配慮するほか、同条例第12条第3項の規定を常に念頭に置いて、これを行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例における用語の意義は、法、令及び省令の例による。

2 この条例において、工事管理者とは、工事が設計図書のとおりに行われるように工事を管理する者をいう。

(工事の許可基準)

第4条 法第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事（法第12条第1項の規定により工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事。以下「工事」という。）（令第3条第4号に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、法、令及び省令に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 造成主が工事を完成するための必要な資力を備えていること。
- (2) 工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、工事を完成するための必要な能力を備えていること。
- (3) 工事施行者が規則で定める工事の施行に係る計画書を作成していること。
- (4) 令第17条に規定するもの又は二級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士をいう。）の資格を有する者が工事（法第9条第2項に規定する令で定めるものの工事を除く。）の設計を行っていること。
- (5) 切土又は盛土をすることによって、当該切土又は盛土をした土地の区域に高さが5メートルを超えるがけを生じ、かつ、その区域から10メートル以内に建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）が存する工事にあ

っては、造成主が規則で定める土質調査方法のうち、当該工事に適する土質調査を行っていること。ただし、既に造成主がこれと同等の土質調査の資料を保有している場合は、この限りでない。

2 前項第1号に規定する基準は、次に掲げる宅地造成には、適用しない。

(1) 自己が居住し、又は自己が居住しようとする土地のうち、切土又は盛土をする土地の面積の合計が100平方メートル以下のもの

(2) 法第14条第2項若しくは第3項又は法第17条第1項若しくは第2項の規定により発せられた命令に基づき行うもの

(工事管理体制)

第5条 造成主は、工事着手の前に工事管理者を置き、工事管理体制を整えなければならない。

(工事着手届)

第6条 造成主は、法第8条第1項の許可を受けた後、工事に着手しようとするときは、実施工程表を添えて、市長に工事着手届を提出しなければならない。ただし、令第3条第4号に規定する宅地造成を行おうとする場合は、実施工程表の添付を省略することができる。

(施工状況の報告)

第7条 工事管理者は、工事のうち、擁壁又は排水施設の設置工事について次に掲げる工程に達したときは、遅滞なく市長に施工状況を報告しなければならない。ただし、工事管理者が病気、負傷その他やむを得ない理由により報告を行うことができない場合は、造成主が行わなければならない。

(1) 仮排水工、仮設土留工、仮設道路工その他これらに類する作業が完了したとき。

(2) 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造の擁壁を設置する場合にあっては、床掘りを完了し、基礎地盤の強度の確認をしたとき。

(3) 練積み造の擁壁を設置する場合にあっては、下端部分の厚さの確認をしたとき。

(4) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、底版部における主鉄筋の組立てが完了したとき。

(5) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、コンクリート打設後に型枠を解体したとき。

(変更届)

第8条 造成主は、切土若しくは盛土の土量又は擁壁の高さ等の軽微な変更その他の規則で定める計画等の変更をしようとするときは、当該変更の内容を明示した図書等を添えて市長に変更届を提出しなければならない。

(取止届又は取下届)

第9条 造成主は、法第8条第1項の許可を受けた後に工事の計画を取り止めようとするときは取止届を、同項の許可を受ける前に当該許可の申請を取り下げようとするときは取下

届を市長に提出しなければならない。

(標識の掲示)

第10条 造成主は、工事の期間中当該工事の区域の見やすい場所に法第8条第1項の許可を受けていることを表示する標識を掲示しなければならない。

(監督処分の公表)

第11条 市長は、法第14条第2項又は第3項の規定による命令（法第8条第1項ただし書の規定により同項の規定による許可を受けなくてもよい工事に対する都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による命令を含む。）をしたときは、次に掲げる事項を標識の設置その他規則で定める方法により公表するものとする。

- (1) 命令を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令に係る土地の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に法第8条第1項の規定による許可がなされ、又はその申請が行われている宅地造成に関する工事については、この条例は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に法第8条第1項の規定による許可がなされている工事のうち、第7条に規定する計画等の変更に該当しない変更により当該工事に係る新たな許可の申請が行われたものについては、第4条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 改正後の宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第2項、第5条及び第7条の規定は、この条例の施行後にした宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による申請に係る宅地造成に関する工事について適用し、この条例の施行前に同項の規定により申請された宅地造成に関する工事については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に宅地造成等規制法第14条第2項又は第3項の規定による命令(同法第8条第1項ただし書の規定により同項の規定による許可を受けなくてもよい工事

に対する都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第1項の規定による命令を含む。)を受けた宅地造成に関する工事については、改正後の条例第11条の規定は、適用しない。